○国土交通省告示第千二百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷郷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県大竹市油見字丸子山二番地内三等三角点油見を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千四百三十六号で指定した谷郷川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一二三度五四分五〇秒　三二八・五七一メートルの地点　一号

標柱一号から二五九度四九分九秒　二三・〇二一メートルの地点　二号

標柱二号から三三一度九分五四秒　六一・二九三メートルの地点　三号

標柱三号から七八度一五分一四秒　四二・八七六メートルの地点　四号

標柱四号から一一八度五一分一一秒　三〇・一一三メートルの地点　五号

標柱五号から一二九度三分三七秒　八・〇四七メートルの地点　六号

標柱六号から五八度一分五六秒　一二・五二一メートルの地点　七号

標柱七号から三七度四三分二四秒　一九・七四〇メートルの地点　八号

標柱八号から二二度一五分三秒　一三・三六六メートルの地点　九号

標柱九号から三七度二〇分四五秒　一三・一六〇メートルの地点　十号

標柱十号から一二度四分五四秒　二〇・四六〇メートルの地点　十一号

標柱十一号から六五度一三分三九秒　一七・一〇六メートルの地点　十二号

標柱十二号から四二度三六分五九秒　一八・〇〇九メートルの地点　十三号

標柱十三号から九五度九分一九秒　六・一八〇メートルの地点　十四号

標柱十四号から四二度二三分八秒　三七・五六一メートルの地点　十五号

標柱十五号から五六度四六分一一秒　一一・三九〇メートルの地点　十六号

標柱十六号から三五度四六分八秒　二五・三六一メートルの地点　十七号

標柱十七号から三〇九度四〇分三五秒　三・九五三メートルの地点　十八号

標柱十八号から三四度五三分五七秒　五〇・一一六メートルの地点　十九号

標柱十九号から三四二度五七分二一秒　二二・一一四メートルの地点　二十号

標柱二十号から四一度五六分五九秒　七・八二二メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から九七度五分五九秒　二二・六九八メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から一八八度二八分三八秒　四一・四四二メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から二三一度二八分一八秒　二二・五六一メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から二一五度一七分二五秒　二六・四八六メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から二二〇度三二分二三秒　二五・三九五メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から二二二度五七分五二秒　七一・七一二メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から二〇九度四六分二二秒　二四・二九三メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から二二四度一六分五八秒　三三・七一五メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から一九七度三四分八秒　八・二一五メートルの地点　三十号

標柱三十号から二二四度五五分五九秒　二七・三〇九メートルの地点　三十一号

○国土交通省告示第千二百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中五反沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成五年建設省告示第四百九十三号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

秋田県北秋田郡上小阿仁村五反沢

字森ノ下タ　九八番　一号及び十四号

一番　十二号

二番　十三号

字伊勢堂岱　一〇三番　二号

一一六番　三号

三七番　四号及び五号

二七番　六号及び七号

三八番　八号

一一三番一　九号

一一二番　十号及び十一号

○国土交通省告示第千二百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

猪子平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存在する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号で囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第二百十六号で指定した土地の区域を除く。）

長崎県西彼杵郡時津町子々川郷

字野中平　八〇八番　一号

七八〇番三　二号

七六八番三　三号

七六五番　四号及び五号

七七三番三　八号

七七一番一　九号

六八六番　六号及び七号

字竹梅　六八二番一　十号

六六八番　十一号

○国土交通省告示第千二百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七日川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第五百九十五号で指定した土地の区域を除く。）

滋賀県大津市栗原

字小釜　一五四六番一　一号及び二号

一五四七番一　三号から九号まで

字桔梗　一五四一番一　十号

一五四二番　十一号から十三号まで

一五四三番　十四号

一五四五番一　十五号

字北山　一〇一〇番一　十六号

○国土交通省告示第千二百二十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船番	船号	船名	点附年月日（平成）
７ＪＪＶ	141505	ＨＡＫＫＡＩＳＡＮ		23.10.12
７ＪＫＤ	141529	ＫＩＮＫＯ　ＭＡＲＵ		23.10.14
７ＪＫＨ	141536	むさし		23.10.14
７ＪＫＬ	141547	ＣＡＰＥ　ＶＡＮ　ＧＵＡＲＤ		23.10.21
ＪＤ3204	141450	あけぼの丸		23.10.12
ＪＤ3240	141513	おおしま７		23.10.14
ＪＤ3253	141528	鐵隆丸		23.10. 3
ＪＤ3254	141530	みさき丸		23.10.11
ＪＤ3258	141540	千川丸		23.10.12
ＪＤ3260	141542	蛭子丸		23.10.21
ＪＤ3262	141548	海路平安三和丸		23.10. 7
ＪＤ3266	141553	第二十八伸興丸		23.10.27
ＪＤ3270	141558	範美丸		23.10.25